

昭和四十二年法律第二百二号

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

一 次に掲げる施設の整備に関する事項

(施設の整備等)

その売代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

第一条 この法律は、中部圏の都市整備区域及び

保全区域の整備等に関する法律

は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第八条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百六号)第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額)にあつては、これららの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めることころにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減收額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国有財産の売払代金等の特約)

第三条 各省各府の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(附則)

二 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発に連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における当該都市整備区域又は都市開発区域の区域外にわたる前号イ、ニ及びヘに掲げる施設の整備に関する事項

三 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

四 土地の利用に関する事項

五 保全区域整備計画には、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

六 保全区域の整備の基本構想

七 保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

八 保全区域の整備の基本構想

九 保全区域の整備の基本構想

十 保全区域の整備の基本構想

十一 保全区域の整備の基本構想

十二 保全区域の整備の基本構想

十三 保全区域の整備の基本構想

十四 保全区域の整備の基本構想

十五 保全区域の整備の基本構想

十六 保全区域の整備の基本構想

十七 保全区域の整備の基本構想

十八 保全区域の整備の基本構想

十九 保全区域の整備の基本構想

二十 保全区域の整備の基本構想

二十一 保全区域の整備の基本構想

二十二 保全区域の整備の基本構想

二十三 保全区域の整備の基本構想

二十四 保全区域の整備の基本構想

二十五 保全区域の整備の基本構想

二十六 保全区域の整備の基本構想

二十七 保全区域の整備の基本構想

二十八 保全区域の整備の基本構想

二十九 保全区域の整備の基本構想

三十 保全区域の整備の基本構想

三十一 保全区域の整備の基本構想

三十二 保全区域の整備の基本構想

三十三 保全区域の整備の基本構想

三十四 保全区域の整備の基本構想

三十五 保全区域の整備の基本構想

三十六 保全区域の整備の基本構想

三十七 保全区域の整備の基本構想

三十八 保全区域の整備の基本構想

三十九 保全区域の整備の基本構想

四十 保全区域の整備の基本構想

四十一 保全区域の整備の基本構想

四十二 保全区域の整備の基本構想

四十三 保全区域の整備の基本構想

四十四 保全区域の整備の基本構想

四十五 保全区域の整備の基本構想

四十六 保全区域の整備の基本構想

四十七 保全区域の整備の基本構想

四十八 保全区域の整備の基本構想

四十九 保全区域の整備の基本構想

五十 保全区域の整備の基本構想

五十一 保全区域の整備の基本構想

五十二 保全区域の整備の基本構想

五十三 保全区域の整備の基本構想

五十四 保全区域の整備の基本構想

五十五 保全区域の整備の基本構想

五十六 保全区域の整備の基本構想

五十七 保全区域の整備の基本構想

五十八 保全区域の整備の基本構想

五十九 保全区域の整備の基本構想

六十 保全区域の整備の基本構想

六十一 保全区域の整備の基本構想

六十二 保全区域の整備の基本構想

六十三 保全区域の整備の基本構想

六十四 保全区域の整備の基本構想

六十五 保全区域の整備の基本構想

六十六 保全区域の整備の基本構想

六十七 保全区域の整備の基本構想

六十八 保全区域の整備の基本構想

六十九 保全区域の整備の基本構想

七十 保全区域の整備の基本構想

七十一 保全区域の整備の基本構想

七十二 保全区域の整備の基本構想

七十三 保全区域の整備の基本構想

七十四 保全区域の整備の基本構想

七十五 保全区域の整備の基本構想

七十六 保全区域の整備の基本構想

七十七 保全区域の整備の基本構想

七十八 保全区域の整備の基本構想

七十九 保全区域の整備の基本構想

八十 保全区域の整備の基本構想

八十一 保全区域の整備の基本構想

八十二 保全区域の整備の基本構想

八十三 保全区域の整備の基本構想

八十四 保全区域の整備の基本構想

八十五 保全区域の整備の基本構想

八十六 保全区域の整備の基本構想

八十七 保全区域の整備の基本構想

八十八 保全区域の整備の基本構想

八十九 保全区域の整備の基本構想

九十 保全区域の整備の基本構想

九十一 保全区域の整備の基本構想

九十二 保全区域の整備の基本構想

九十三 保全区域の整備の基本構想

九十四 保全区域の整備の基本構想

九十五 保全区域の整備の基本構想

九十六 保全区域の整備の基本構想

九十七 保全区域の整備の基本構想

九十八 保全区域の整備の基本構想

九十九 保全区域の整備の基本構想

一百 保全区域の整備の基本構想

一百一 保全区域の整備の基本構想

一百二 保全区域の整備の基本構想

一百三 保全区域の整備の基本構想

一百四 保全区域の整備の基本構想

一百五 保全区域の整備の基本構想

一百六 保全区域の整備の基本構想

一百七 保全区域の整備の基本構想

一百八 保全区域の整備の基本構想

一百九 保全区域の整備の基本構想

一百二十 保全区域の整備の基本構想

一百二十一 保全区域の整備の基本構想

一百二十二 保全区域の整備の基本構想

一百二十三 保全区域の整備の基本構想

一百二十四 保全区域の整備の基本構想

一百二十五 保全区域の整備の基本構想

一百二十六 保全区域の整備の基本構想

一百二十七 保全区域の整備の基本構想

一百二十八 保全区域の整備の基本構想

一百二十九 保全区域の整備の基本構想

一百三十 保全区域の整備の基本構想

一百三十一 保全区域の整備の基本構想

一百三十二 保全区域の整備の基本構想

一百三十三 保全区域の整備の基本構想

一百三十四 保全区域の整備の基本構想

一百三十五 保全区域の整備の基本構想

一百三十六 保全区域の整備の基本構想

一百三十七 保全区域の整備の基本構想

一百三十八 保全区域の整備の基本構想

一百三十九 保全区域の整備の基本構想

一百四十 保全区域の整備の基本構想

一百四十一 保全区域の整備の基本構想

一百四十二 保全区域の整備の基本構想

一百四十三 保全区域の整備の基本構想

一百四十四 保全区域の整備の基本構想

一百四十五 保全区域の整備の基本構想

一百四十六 保全区域の整備の基本構想

一百四十七 保全区域の整備の基本構想

一百四十八 保全区域の整備の基本構想

一百四十九 保全区域の整備の基本構想

一百五十 保全区域の整備の基本構想

一百五十一 保全区域の整備の基本構想

一百五十二 保全区域の整備の基本構想

一百五十三 保全区域の整備の基本構想

一百五十四 保全区域の整備の基本構想

一百五十五 保全区域の整備の基本構想

一百五十六 保全区域の整備の基本構想

一百五十七 保全区域の整備の基本構想

一百五十八 保全区域の整備の基本構想

一百五十九 保全区域の整備の基本構想

一百六十 保全区域の整備の基本構想

一百六十一 保全区域の整備の基本構想

一百六十二 保全区域の整備の基本構想

一百六十三 保全区域の整備の基本構想

一百六十四 保全区域の整備の基本構想

一百六十五 保全区域の整備の基本構想

一百六十六 保全区域の整備の基本構想

一百六十七 保全区域の整備の基本構想

一百六十八 保全区域の整備の基本構想

一百六十九 保全区域の整備の基本構想

一百七十 保全区域の整備の基本構想

一百七十一 保全区域の整備の基本構想

一百七十二 保全区域の整備の基本構想

一百七十三 保全区域の整備の基本構想

一百七十四 保全区域の整備の基本構想

一百七十五 保全区域の整備の基本構想

一百七十六 保全区域の整備の基本構想

一百七十七 保全区域の整備の基本構想

一百七十八 保全区域の整備の基本構想

一百七十九 保全区域の整備の基本構想

一百八十 保全区域の整備の基本構想

一百八十一 保全区域の整備の基本構想

一百八十二 保全区域の整備の基本構想

一百八十三 保全区域の整備の基本構想

一百八十四 保全区域の整備の基本構想

一百八十五 保全区域の整備の基本構想

一百八十六 保全区域の整備の基本構想

一百八十七 保全区域の整備の基本構想

一百八十八 保全区域の整備の基本構想

一百八十九 保全区域の整備の基本構想

一百九十 保全区域の整備の基本構想

一百九十一 保全区域の整備の基本構想

一百九十二 保全区域の整備の基本構想

一百九十三 保全区域の整備の基本構想

一百九十四 保全区域の整備の基本構想

一百九十五 保全区域の整備の基本構想

一百九十六 保全区域の整備の基本構想

一百九十七 保全区域の整備の基本構想

一百九十八 保全区域の整備の基本構想

一百九十九 保全区域の整備の基本構想

一百二十 保全区域の整備の基本構想

に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第三十九条ただし書、第六十条、第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条の規定(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)。

第三十七条 施行日前に第七十七条の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(以下この条例において「旧中部圏都市整備区域等整備法」という。)第三条第一項の規定によりされた都市整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている都市整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の承認の申請は、それぞれ第七十七条の規定による改正後の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(以下この条において「新中部圏都市整備区域等整備法」という。)第三条第一項の規定(同条第五項において準用する場合を含む。)によりされた同意又は協議の申出とみなす。

2

施行日前に旧中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項の規定による承認を受けた保全区域整備計画は、新中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行つた保全区域の法律の施行の際現に旧中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項の規定によりされたいのちの処分である。)並びに附則第七条、第十条、第三十九条ただし書、第六十条、第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条の規定(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)。

3

この法律による改正前のそれぞれの法律に基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)

この法律による改正前のそれぞれの法律に基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に規定する規定の行為)と同一の行為(以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、

この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後

のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後の

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等

の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手

続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相

対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ

ばならない事項についてその手続がされないものとみなして、この法律による改正後の

(不服申立てに関する経過措置)

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下

この条において「処分庁」という。)に施行日

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以

下この条において「上級行政庁」という。)が

あつたものについての同法による不服申立てに

ついては、施行日以後においても、当該処分庁

に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政

庁である行政庁とする。

第二十七条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関して必要な経過措置は、政令

で定める。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(その他の経過措置の委任)

この附則に規定するもののはか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

新地方自治法第二条第九項第一号

に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければな

らない事項で、この法律の施行の日前にその手

續がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相

対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ

ばならない事項についてその手續がされないものとみなして、この法律による改正後の

(不服申立てに関する経過措置)

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下

この条において「処分庁」という。)に施行日

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以

下この条において「上級行政庁」という。)が

あつたものについての同法による不服申立てに

ついては、施行日以後においても、当該処分庁

に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政

庁である行政庁とする。

附則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に第百十七条

の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、

都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第一項(同条第五項において準用する

場合を含む。)の規定によりされている協議の

申出(保全区域整備計画に係るものに限る。)

は、第百十七条の規定による改正後の中部圏の

都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整

備等に関する法律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この附則に規定するもののはか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日(以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、

次項及び附則第二十七条规定は、公布の日か

ら施行する。

(政令への委任)

この附則に規定するもののはか、こ

の法律の施行に関して必要な経過措置は、政令

で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するもののはか、こ

の法律の施行に関して必要な経過措置は、政令

で定める。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第一項(同条第五項において準用する

場合を含む。)の規定によりされている協議の

申出(保全区域整備計画に係るものに限る。)

は、第百七

条の規定による改正後の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日(以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、

次項及び附則第二十七条规定は、公布の日か

ら施行する。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日(以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、

次項及び附則第二十七条规定は、公布の日か

ら施行する。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三条第三項(同条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定によりさ

れた通知とみなす。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保

全区域の整備等に関する法律の一一部改正に伴う

経過措置)

この法律の施行の際現に第百七

条の規定による改正前の中部圏の都市整備区

域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法

律第三